

「液体クロマトグラフィー科学遺産」認定に関する規程

(設置)

- 第1条 (公社) 日本分析化学会液体クロマトグラフィー研究懇談会（以下、LC懇）に「液体クロマトグラフィー科学遺産」認定委員会（以下、認定委員会）を設置する。
- 2 認定委員会の運営については、LC懇内規による。

(定義及び認定対象)

- 第2条 「液体クロマトグラフィー科学遺産」とは、日本における液体クロマトグラフィー(LC)の発展にとって、歴史的な観点から顕著な貢献があつたと認められるものを指す。
- 2 「液体クロマトグラフィー科学遺産」は、年度ごとに1件以内を認定する。
- 3 装置・器具類においては、その動作原理が日本初若しくはそれに準じたものであること、又はその性能が従来のものより格段に優れていることを要する。
- 4 技術・方法においては、従来のものより効率、再現性、操作性などが格段に優れていることを要する。

(帰属)

- 第3条 「液体クロマトグラフィー科学遺産」候補の帰属は、LC懇の団体会員若しくは個人会員でなければならない。

(推薦)

- 第4条 「液体クロマトグラフィー科学遺産」候補の推薦は、LC懇の個人会員若しくは団体会員が行う。

(認定及び公告)

- 第5条 認定委員会は、「液体クロマトグラフィー科学遺産」授賞候補の募集記事を作成すると共に、推薦があった候補、又は自らの候補につき、「液体クロマトグラフィー科学遺産」としての適否を判断し、10月末日までにその審議結果をLC懇委員長に報告する。
- 2 LC懇委員長は、認定委員会の審議結果を11月のLC懇運営委員会に諮り、承認を得る。
- 3 「液体クロマトグラフィー科学遺産」として認定が決定された案件は、

LC懇のホームページなどを通じて公告する。

- 4 「液体クロマトグラフィー科学遺産」として認定が決定された申請者は、LC & LC/MS テクノプラザにおいて申請内容の概要を発表若しくは展示しなければならない。

附則

2017年12月12日 原案作成（中村 洋）

2017年12月20日 2017年度第9回運営委員会承認・施行